

別表1（第2条関係）

- 1 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある企業等
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの及び風俗営業類似の業種
- 3 興信所・探偵事務所等
- 4 消費者金融
- 5 債権取立て、示談引き受けなどをうたったもの
- 6 占い、運勢判断に関するもの
- 7 政治・宗教団体
- 8 法令等に基づく必要な許認可等を受けることなく業を行うもの
- 9 民事再生法（平成11年法律第225号）及び社会更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生若しくは再生手続き中のもの
- 10 各種法令に違反しているもの
- 11 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 12 投機的商品に関する業種
- 13 その他、市長がふさわしくないと認めたもの